

① 事業所名

かりなぼーと菅北浦(事業所番号 1455400745)

② 作成年月日

令和7年3月20日

③法人(事業所)理念

かりなぼーとでは、子どもたちの育ちに寄り添いながら、大人になったときに戸惑わないようなこども主体の支援を考えてまいります。具体的には「小1プロブレムの対応・気持ちのお勉強」から始まり、成人するときに「社会にはばたくときに戸惑わないで社会の一員として参加する」を運営方針として掲げています。

運営理念は、「伝える力・コミュカ・自分で学ぼうとする力」の三つの力を子どもたちに付けてもらう。そして4つの視点「福祉のナラティブアプローチ・保育の二人称的アプローチ・子どもを『人間としてみる』ということ・『性向善説』でのよさへのあこがれ」を常に見つめながら、子どもたちの健全育成につながる力をつけてまいります。

④ 支援方針

かりなぼーと代表は、こども文化センター館長時代10年の経験を通じ、普通級に関わることが苦手とすることへの支援や生活保護世帯中学生の高校受験対策など、通常の人間関係に入りにくい「本人の特性からくる問題に対して、支援をして課題の解決を図る」ことの重要性を知りました。

平成29年の制度改正で児童分野が児童発達支援・放課後等デイサービスに携わることが出来るようになってからは、子どもたちに児童発達支援・放課後等デイサービスに通いながら、いわゆる健常児と一緒にあって社会で過ごせるように支援をしていければと考えます。

⑤ 営業時間

平日(月曜から金曜まで)13時~19時

サービス提供時間 13時～18時20分

⑥ 送迎実施の有無

あり(川崎市多摩区と東京都稲城市の一部)

⑦ 本人支援の内容と5領域の関連性

(ア) 健康・生活

a. ねらい

- (a) 健康状態の維持・改善
- (b) 生活のリズムや生活習慣の形成
- (c) 基本的生活スキルの獲得

b. 支援内容

(a) 健康状態の把握

健康な心と体を育て自ら健康で安全な生活を作り出すことを支援していきます。また、健康状態の常なるチェックと必要な対応を行いまう。その際、意思表示が困難である子どもの障害の特性及び発達過程・特性等に配慮し、小さなサインから心身の異変に気づけるよう、きめ細かな観察を行っていきます。

(b) 健康の増進

睡眠、食事、排泄等の基本的な生活のリズムを身に付けられるよう支援していきます。また、健康な生活の基本となる食を営む力の育成に努めるとともに、楽しく食事ができるよう、口腔内機能・感覚等に配慮しながら、咀嚼・嚥下、姿勢保持、自助具等に関する支援を行います。さらに、病気の予防や安全への配慮を行っていきます。

(c) リハビリテーションの実施

日常生活や社会生活を営めるよう、それぞれの子どもに適した身体的、精神的、社会的訓練を行っていきます。

(d) 基本的生活スキルの獲得

身の回りを清潔にし、食事、衣類の着脱、排泄等の生活に必要な基本的技能を獲得で

きるよう支援していきます。

(e) 構造化等により生活環境を整える

生活の中で、さまざまな遊びを通して学習できるよう環境を整えていきます。また、障害の特性に配慮し、時間や空間を本人に分かりやすく構造化していきます。

(イ) 運動・感覚

a. ねらい

(a) 姿勢と運動・動作の向上

(b) 姿勢と運動・動作の補助的手段の活用

(c) 保有する感覚の総合的な活用

b. 支援内容

(a) 姿勢と運動・動作の基本的技能の向上

日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の改善及び習得、関節の拘縮や変形の予防、筋力の維持・強化を図ってまいります。

(b) 姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用

姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合、姿勢保持装置など、様々な補助用具等の補助的手段を活用してこれらができるよう支援してまいります。

(c) 身体の移動能力の向上

自力での身体移動や歩行、歩行器や車いすによる移動など、日常生活に必要な移動能力の向上のための支援を行ってまいります。

(d) 保有する感覚の活用

保有する視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分に活用できるよう、遊び等を通して支援してまいります。

(e) 感覚の補助及び代行手段の活用

保有する感覚器官を用いて状況を把握しやすくするよう眼鏡や補聴器等の各種の補助機器を活用できるよう支援してまいります。

(f) 感覚の特性(感覚の過敏や鈍麻)への対応 感覚や認知の特性(感覚の過敏や鈍麻)を踏まえ、感覚の偏りに対する環境調整等の支援を行ってまいります。

(ウ) 認知・行動

a. ねらい

- (a) 認知の発達と行動の習得
- (b) 空間・時間、数等の概念形成の習得
- (c) 対象や外部環境の適切な認知と適切な行動の習得

b. 支援内容

(a) 感覚や認知の活用

視覚、聴覚、触覚等の感覚を十分活用して、必要な情報を収集して認知機能の発達を促す支援を行ってまいります。

(b) 知覚から行動への認知過程の発達

環境から情報を取得し、そこから必要なメッセージを選択し、行動につなげるという一連の認知過程の発達を支援してまいります。

(c) 認知や行動の手掛かりとなる概念の形成

物の機能や属性、形、色、音が変化する様子、空間・時間等の概念の形成を図ることによって、それを認知や行動の手掛かりとして活用できるよう支援してまいります。

(d) 数量、大小、色等の習得

数量、形の大きさ、重さ、色の違い等の習得のための支援を行ってまいります。

(e) 認知の偏りへの対応

認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるよう支援し、認知の偏り等の個々の特性に配慮する。また、こだわりや偏食等に対する支援を行ってまいります。

(f) 行動障害への予防及び対応

感覚や認知の偏り、コミュニケーションの困難性から生ずる行動障害の予防、及び適切な行動への対応の支援を行ってまいります。

(エ) 言語・コミュニケーション

a. ねらい

- (a) 言語の形成と活用
- (b) 言語の受容及び表出
- (c) コミュニケーションの基礎的能力の向上
- (d) コミュニケーション手段の選択と活用

b. 支援内容

(a) 言語の形成と活用

具体的な事物や体験と言葉の意味を結びつける等により、体系的な言語の習得、自発的な発声を促す支援を行ってまいります。

(b) 受容言語と表出言語の支援

話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を理解したり、自分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出する支援を行ってまいります。

(c) 人との相互作用によるコミュニケーション能力の獲得

個々に配慮された場面における人との相互作用を通して、共同注意の獲得等を含めたコミュニケーション能力の向上のための支援を行ってまいります。

(d) 指差し、身振り、サイン等の活用

指差し、身振り、サイン等を用いて、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援してまいります。

(e) 読み書き能力の向上のための支援

発達障害の子どもなど、障害の特性に応じた読み書き能力の向上のための支援を行ってまいります。

(f) コミュニケーション機器の活用

各種の文字・記号、絵カード、機器等のコミュニケーション手段を適切に選択、活用し、環境の理解と意思の伝達が円滑にできるよう支援してまいります。

(g) 手話、点字、音声、文字等のコミュニケーション手段の活用

手話、点字、音声、文字、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段を活用し、環境の理解と意思の伝達ができるよう支援してまいります。

(オ) 人間関係・社会性

a. ねらい

(a) 他者との関わり(人間関係)の形成

(b) 自己の理解と行動の調整

(c) 仲間づくりと集団への参加

b. 支援内容

(a) アタッチメント(愛着行動)の形成

人との関係を意識し、身近な人と親密な関係を築き、その信頼関係を基盤として、周囲の人と安定した関係を形成するための支援を行ってまいります。

(b) 模倣行動の支援

遊び等を通じて人の動きを模倣することにより、社会性や対人関係の芽生えを支援してまいります。

(c) 感覚運動遊びから象徴遊びへの支援

感覚機能を使った遊びや運動機能を働かせる遊びから、見立て遊びやつもり遊び、ごっこ遊び等の象徴遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援してまいります。

(d) 一人遊びから協同遊びへの支援

周囲に子どもがいても無関心である一人遊びの状態から並行遊びを行い、大人が介入して行う連合的な遊び、役割分担したりルールを守って遊ぶ協同遊びを通して、徐々に社会性の発達を支援してまいります。

(e) 自己の理解とコントロールのための支援

大人を介在して自分のできること、できないことなど、自分の行動の特徴を理解するとともに、気持ちや情動の調整ができるように支援してまいります。

(f) 集団への参加への支援

集団に参加するための手順やルールを理解し、遊びや集団活動に参加できるよう支援してまいります。

⑧ 家族支援(きょうだいへの支援も含む。)の内容

・子どもの発達状況や特性の理解に向けた相談援助

- ・子育ての困りごとへの相談援助
- ・本人や家族の困りごとに対しての適切な支援機関に繋ぐための相談援助

⑨ 移行支援の内容

- ・進路先や移行先への総お段援助や情報提供
- ・併用利用先や学校との情報共有や支援に関する協議やすり合わせ

⑩ 地域支援・地域連携の内容

- ・利用先や近隣の幼稚園や保育園、小学校、中学校、高等学校、各種学校、併用事業所との情報共有や連携、調整、支援方法についての情報共有、相談援助
- ・北部中部療育センターやきっずサポートたま、通級指導教室などとの情報共有や連携、調整、支援方法についての情報共有、相談援助
- ・相談支援事業所との連携
- ・多摩区役所高齢障害課や地域みまもり支援センター、稲城市役所等の行政機関、児童相談所との情報共有や連携、調整、支援方法についての情報共有、相談援助
- ・提携医療機関や各種診療所等での情報共有や連携、調整

⑪ 職員の質の向上に資する取組

- ・法人や事業所の運営にかかわる資格取得の推奨（助成や勤務扱い）
- ・自立支援協議会や各種団体の会合への積極的出席（勤務扱い）

⑫ 主な行事等

- ・学校休業日に外出体験を実施する予定です。